

議事日程 (第3号)

平成18年 6月22日 午前10時00分開議

- 日程第 1 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第1～日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 第36号議案 平成18年度中間市水道事業会計補正予算 (第1号)
(日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 第39号議案 中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
(日程第4 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第40号議案 中間市個人情報保護条例
- 日程第 6 第41号議案 中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
(日程第5～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書
第 6 号
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 「仕事と生活の調和推進基本法」(仮称)の制定を求める
第 7 号 意見書
(日程第8 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 意見書案 在日米軍再編経費・3兆円負担に反対する意見書
第 8 号
(日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 出資法の上限金利の引き下げ等を求め消費者保護を図る意
第 9 号 見書
(日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第24号議案 中間市政治倫理条例
(平成16年)
(日程第11 継続審査)
- 日程第12 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番	中家多恵子君	2 番	山本 慎悟君
3 番	佐々木晴一君	4 番	植本 種實君
5 番	古野 嘉久君	6 番	青木 孝子君
7 番	久好 勝利君	8 番	井上 太一君
9 番	岩崎 三次君	10 番	堀田 英雄君
11 番	井上 久雄君	12 番	湯浅 信弘君
13 番	掛田るみ子君	14 番	香川 実君
15 番	上村 武郎君	16 番	岩崎 悟君
17 番	佐々木正義君	18 番	米満 一彦君
19 番	下川 俊秀君	20 番	片岡 誠二君
21 番	杉原 茂雄君		

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	松下 俊男君	助役	……………	山崎 義弘君
教育長	……………	船津 春美君	総務部長	……………	柴田 芳夫君
市民経済部長	……………	萩原 一秋君	保健福祉部長	……………	田中 茂徳君
建設部長	……………	行徳 幸弘君	教育部長	……………	左京 邦彦君
上下水道局長	……………	小南 哲雄君	市立病院事務長	……………	貞末 伸作君
消防長	……………	長谷川邦彦君	総務部次長	……………	前原 光博君
秘書課長	……………	田中 久光君	経営企画課長	……………	白尾 啓介君
財政課長	……………	牧野 修二君	総務課長	……………	中野 諭君
収納課長	……………	塩川 玄栄君	人権推進課長	……………	中村 次春君
介護保険課長	……………	成富 隆俊君	健康増進課長	……………	中尾三千雄君
管理課長	……………	栢野 広行君	生涯学習課長	……………	津田 正人君
生涯学習センター長	……………				鳥井 政昭君
営業課長	……………	舟越 義光君			

事務局出席職員職氏名

局長	谷川	博君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいまの出席議員は21名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いします。

日程第1. 承認第4号

日程第2. 承認第5号

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、承認第4号から日程第2、承認第5号までの専決処分2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

承認第4号及び承認第5号の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、承認第4号平成18年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成17年度の間接市特別会計国民健康保険事業の歳入総額は49億2,775万円で、歳出総額は50億218万円となりまして、差し引き単年度収支といたしましては、7,443万円の収入不足となりました。

さらに、平成16年度の繰上充用金であります5億3,876万円を加えた平成17年度の総決算といたしましては、6億1,319万円の不足額となっております。そのことにより、平成18年度補正予算として、歳出では8款の前年度繰上充用金で、歳入につきましては10款の諸収入で6億1,319万円を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億424万円とするものであります。

昨年度に引き続き赤字決算となりましたが、今後、税収の増加に努めることはもちろん、保健事業の強化等市民の健康増進と医療費の減少に努力を払うとともに、国民健康保険財政の健全化を図ってまいります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、承認第5号平成18年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

平成17年度の間接市住宅新築資金等特別会計の決算額を調製いたしましたところ、歳入に不足が生じたので、これを補てんするため、5月31日付で専決処分したものであります。

補正予算のうち、歳出につきましては前年度繰上充用金に、歳入につきましては諸収入

に、それぞれ5億8,392万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,472万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております専決処分2件は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

承認第5号平成18年度住宅新築資金等特別会計補正予算について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

承認第5号は、同和住宅新築資金の滞納による赤字5億8,392万円を繰上充用金として計上し、住宅新築資金等特別会計補正予算を専決処分とするものです。

この赤字は、法律を無視し、必要な書類をそろえなくても、また生活保護受給者でも貸し出すなど、ずさんな貸し出しによって生じた、条例にも違反した貸し出しが原因です。その赤字のツケを市民に請け負わせるものであることから、承認第5号につきまして反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

中間市住宅新築資金等特別会計補正予算に反対をいたします。

同和対策事業への公費の乱脈支出について、同和優遇以前の問題であり、中間市ぐるみで言われるままにした結果が今回の補正予算案であります。私は、住宅貸付資金特別会計補正予算に反対いたします。

○議長（井上 太一君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより専決処分2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず承認第4号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決いたします。ただいま議題となっております承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

日程第3. 第36号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第3、第36号議案平成18年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、建設水道委員長の報告を求めます。岩崎悟建設水道委員長。

○建設水道委員長（岩崎 悟君）

おはようございます。

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第36号議案の補正予算につきまして、建設水道委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

水道事業会計補正予算（第1号）につきまして申し上げます。

今回の補正の内容は、総務省からの平成18年度公営企業借換債取扱通知に基づく、高金利対策分の臨時特例債措置による起債運用でございます。

内容といたしましては、昭和57年度に公営企業金融公庫から借り入れた年利7.4%の起債残高1,400万円を年利2.2%の起債に借り換えするものであります。この借り換えにより、今回5年間で約188万円の利息が軽減される予定でございます。

次に、本年4月1日をもって福岡県市町村職員退職手当組合に加入したため、現在まで引き当ててきた退職給与引当金の使用目的がなくなることから、引当金を当年度損益へ特別利益として2億239万円を戻し入れするものでございます。

水道事業収益につきましては、特別利益として2億239万円を増額し、水道事業収益総額は、14億2,452万円となります。

水道事業費用につきましては、退職手当組合へ支払う負担金として1,278万円を増

額し、企業債利息として42万円を減額し、水道事業費用総額は12億604万円となります。

また、資本的収支では、資本的収入は企業債として1,400万円を増額し、総額4億8,281万円となります。資本的支出は、企業債償還元金として1,430万円を増額し、総額9億2,627万円となります。

以上、1議案につきまして審査の後、採決いたしましたところ、全員の賛成をもちまして原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第36号議案平成18年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第39号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第4、第39号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第39号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

このたびの改正は、現在、市が直接管理運営を行っている生涯学習センターに、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上と行政コストの削減を

図るものとなっております。

改正の内容につきましては、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲について、また、利用料金制度を導入するため、地方自治法の規定により、必要な改正を行うものです。

また、別表に定める使用料の額についても消費税を含んだ総額表示方式による額の表示に改めるものです。

以上が本条例の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第39号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

この条例は、生涯学習センターの管理を指定管理者が行うための条例です。

公共施設は、住民が誰でも利用でき、住民の命や暮らし、福祉を支える大切な共同財産として、施設の管理運営は地方自治体、地方自治体が50%以上出資する外郭団体、国が定める公共団体に限定されてきました。

ところが、「行政のスリム化」「民間にできることは民間に」を合言葉とする構造改革の一環として、管理運営を株式会社など民間企業も参入できる指定管理者制度が導入されました。民間企業が管理運営するようになりますと、住民サービスよりも企業の利益やもうけが優先されかねません。

公の施設の管理運営は、住民が無料または安い料金を公正に利用でき、住民サービスの水準を低下させてはなりません。また、施設で働く職員は、住民サービスの仕事に専念できるよう、雇用や労働条件を安定させるべきです。

第39号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例では、利用料が値上げされ、施設で働く職員の雇用や労働条件の低下が懸念されることから、反対といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより第39号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第40号議案

日程第6. 第41号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第40号議案及び日程第6、第41号議案の条例制定2件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、上村武郎総務文教委員長。

○総務文教委員長（上村 武郎君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第40号議案中間市個人情報保護条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

これまで、本市の個人情報の保護に関しましては、中間市電子計算組織の管理運営に関する条例に基づいて行われておりました。一方で、国においては個人情報保護関連5法が昨年4月に全面的に施行され、民間事業者や国の機関等におきましては、これまで以上に個人情報保護への取り組みが求められております。

このことから、今回提案されている条例は、本市の個人情報保護の見直しについて中間市個人情報保護推進委員会に諮問し、同委員会からの答申を踏まえ、また、法との整合性を図りつつ、より一層の個人情報保護の充実を図るために制定するものです。

なお、条例の施行期日は平成18年10月1日となっております。

以上が本条例の主な内容です。

最後に採決いたしましたところ、全員の賛成で可決すべきものと決しました。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

次に、井上久雄民生経済委員長。

○民生経済委員長（井上 久雄君）

ご指名によりまして、民生経済委員会に付託されました第41号議案中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、条例の内容としましては、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、今年4月に障害者自立支援法が施行され、このことに伴い自立支援法第15条の規定により、市町村に障害者が障害福祉サービスを受ける際に、その障害程度区分の審査判定業務等を行う審査会を設置する必要があり、その審査会の委員は、障害者保健福祉に関する学識経験を有する者のうちから市町村長が任命する。よって、中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数は10人とする。

委員から、認定審査会委員選定についての質疑があり、執行部より、「国からの指導で、1合議体を構成する委員の定数は5人を標準として市町村長が定める数とされている。また、審査件数、審査案件を勘案して2合議体を設置する。市内の方を優先的に選任し、中立かつ公正な立場で審査が行える方を基本的に構成しております。また、委員の任期は2年です」との説明がなされております。

この条例は、公布の日から施行する。

以上が、条例の主な内容でございます。

審査の後、採決いたしましたところ、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議の程お願い申しあげまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

第41号議案中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして、意見を付して賛成といたします。

介護給付の障害程度区分認定は、障害者自立支援法で新たに導入されたもので、1次判定として106項目によるコンピュータ判定がおこなわれます。

この判定には、既に多くの問題が指摘されていて、例えば、1種1級の最重度障害者で電動椅子に乗っているという状態の人が、要介護認定では「要介護3」などの中程度の介護度になっています。また、知的障害者や精神障害者が本当に判定されるか、大変な不安が出されています。市内や近隣の施設では、現在施設に入所している障害者50人中17人から20数人が低く認定され、施設から退所しなければならない事態になると言われております。

2次判定は、1次判定結果と医師の診断書、概況調査で記入された特記事項に基づいて認定審査会が行います。判定された障害程度区分に応じてサービス利用に制約が加えられ

るほか、事業者を支払われる報酬単価が障害程度ごとに決定されます。認定審査会においては、障害者の実態と支援ニーズを十分に反映した判定を求めるものです。

ちなみに、日本知的障害者福祉協会は、今年6月6日、知的障害者の生活を脅かしかねない障害程度区分の抜本的見直しなどを求め、東京で集会を開いています。集会では、障害者や家族、施設職員など約5,500人が参加して、知的障害者が必要なサービスを選択でき、また、事業者が安定した質の高いサービスを提供できるよう、障害程度区分の見直しを政府に求めていくことを確認し合いました。

以上、意見を付して賛成討論といたします。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論を終結いたします。

これより第40号議案から第41号議案までの条例制定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第40号議案中間市個人情報保護条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 意見書案第6号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第7、意見書案第6号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。掛田るみ子さん。

○議員（13番 掛田るみ子君）

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書案の趣旨説明を行います。

脳脊髄液減少症は、事故などの強い衝撃により、脳脊髄液が慢性的に漏れ続けることによって倦怠感とさまざまな全身症状が起こる病気で、難治性のむち打ち症の原因として注目されております。近年、新しい診断法、治療法の有用性が報告されているにもかかわらず

ず、認知度が低く、新しい治療法を行う医療機関も少ない現状にあります。

患者が有効な治療を受けられるように、患者の実態調査の実施、支援体制の確立、さらなる研究の推進、新しい治療法の保険適用を国に求めるものです。議員の皆様のご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第6号脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 意見書案第7号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、意見書案第7号「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。湯浅信弘君。

○議員（12番 湯浅 信弘君）

「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

我が国は、ついに人口減少社会になり、今後約30年間は15歳から64歳の生産人口が減少し、少子社会の対応を考えた時、今後の働き方として仕事と子育て、介護など家庭生活との両立の働き方が可能になる環境社会の構築が重要になります。仕事と生活の調和

を図ること、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が重要課題です。労働政策や税政、社会保障制度に関する施策について実施するための「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）を制定すべきです。豊かで活力ある社会が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの促進を図るため、政策の基本方向を定め、施策を実行することを強く要望いたします。

議員の皆様のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第7号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

「仕事と生活の調和推進基本法」の制定を求める意見書について、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

世界に例を見ない過労死に代表されるように、働き過ぎ、働かされ過ぎの状況の中で、仕事と生活の調和という言葉が耳にすれば、諸外国のように労働時間が短縮され、余暇の時間が増えると思うのが、一般的な日本人の感覚かと思われま

す。それもそのはずで、経済協力開発機構、OECDが今年13日に発表した雇用統計データによれば、2005年度の年間労働時間が最も短いのはノルウェーで1,360時間、ドイツが1,435時間、フランス、1,535時間、日本は1,775時間となっており、日本の労働時間はノルウェーより3カ月、ドイツより2カ月分長くなっています。

意見書では、厚生労働省の研究会がワーク・ライフ・バランスについてまとめた報告書なるものについて、労働政策に限定せず、省庁の枠を超えて総合的に政策が実行できるようにと、基本法制定を定めたものであります。ところが、意見書でいうワーク・ライフ・バランス、厚生労働省の仕事と生活の調和に関する検討会議が取りまとめた報告書の内容は、長時間労働の野放し、残業代不払いの合法化です。

1990年代後半に、大企業のリストラ・人減らしが激化する中で、違法な不払い残業が横行し、異常な長時間労働による健康破壊や過労死が広がる中、労働者と過労死遺族の粘り強い告発や闘い、日本共産党の国会での追求によって、厚生労働省は2001年4月、労働時間の把握は使用者の責任、と明確に示した通達を出し、本格的な指導に乗り出しま

した。

通達は使用者に対して、労働者に自己申告させる残業代の請求方法を制限し、タイムカードなど、客観的な記録で労働時間を確認するよう求めました。自己申告制が不払い残業の温床となっていたためです。

その結果、2001年4月以降、約2年半の間に、支払われた不払い残業代が250億円を超えたところで、経営者の団体が政府に要望書を提出しました。

要望書は、こうした違法行為を反省するどころか、労働者にはこれまで以上の長時間労働を強いるが、企業が残業代の支払いや健康破壊・過労死の責任を負うのは嫌なので、これを取り締まるな、合法化せよというものです。

その最たるものがホワイトカラー・エグゼンプションの導入です。いわゆるホワイトカラー労働者を、労働時間の法的な規制の外において不払い残業を合法化し、過労死させても企業責任を問われにくくするのがそのねらいです。

現在、厚生労働省は、仕事と生活の調和に関する検討会議の報告書に基づいて、労働法制の大改悪案の取りまとめを急ピッチで進めています。その主たるポイントは労働時間や残業代の規定を適用しない自律的労働時間制度の創設、不当解雇でも金銭を払えば職場復帰はさせなくてもよい、会社が定める就業規則を労働条件とみなす、などです。

あらかじめ何時間働いたとみなして、実際に働いた分の残業代を払わずに済む制度、裁量労働制は今もありますが、それでも使用者には労働者の労働時間を管理する責任があります。それを今度は、労働時間を管理する責任が使用者ではなく労働者に負わされることになります。

使用者から具体的な労働時間の指示がなくても、あたかも労働者自らが進んで働いているかのような形にしてしまう。それは、労働者が課された仕事をこなすために、それが指定された時間内、期日内にできなければ能力がないと評価され、リストラの対象にもされます。残業代請求の申告などはもってのほか、何時間働こうが、労働者の責任で働いたことになります。

意見書では、出生率や労働のあり方など問題にする一方で、厚生労働省が仕事と生活の調和というもっともらしいタイトルをつけて検討してきた内容の実践を迫るものとなっています。

仕事と生活の調和という、耳ざわりのよい言葉の裏で進められているのは、サービス残業野放し、過労死も労働者の責任など、今より一層苛酷な労働を強いるものになるので反対します。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第7号「仕事と生活の調和推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第9．意見書案第8号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、意見書案第8号在日米軍再編経費・3兆円負担に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。久好勝利君。

○議員（7番 久好 勝利君）

在日米軍再編経費・3兆円負担に反対する意見書案について提案理由の説明を行います。

5月1日に日米安全保障協議委員会が合意した、在日米軍再編計画の最終報告には、今回の米軍再編の費用のほとんどは、原則として日本が負担することが明記され、総額は3兆円にも上ると言われています。しかし、この金額が最終的な数字であるという保証は全くなく、さらに際限なく膨らんでいく可能性もあります。

日本側負担が総額3兆円とされる在日米軍再編経費について、政府はこのうち国内での費用、約2兆3,000億円は、日米地位協定第24条に基づいて日本が負担するとしています。しかし、地位協定は費用負担の根拠にはなりません。

なぜならば、地位協定とは、日本国内に駐留する在日米軍の特権的な地位を定めた協定ですが、地位協定第24条では、日本が負担するのは米軍の既存の施設・区域を基地として提供するためにかかる、地主への土地の借上料や補償費だけで、提供された基地の中に新たな施設を建設することを含め、米軍の維持経費はアメリカが負担するように取り決められています。

また、沖縄に駐留する米海兵隊のグアム移転に伴う米軍施設建設は、アメリカがアメリカ国内に施設建設をすることであって、日本が7,000億円も負担する根拠は全くありません。自国の軍事施設を自国内に建設する費用を外国に負担させた例は、外務省北米局長が、日本の歴史でも例はない。世界でも同様な例は承知していないと、このように国会で答弁しているように、世界でも類例のないことです。

しかし、沖縄の負担軽減の目玉と言われるグアム移転について、防衛庁は、沖縄の海兵隊員は1万8,000人で、8,000人を移転させ、残るは1万人と説明してきました。ところが、実際に沖縄に駐留している海兵隊員は約1万2,500人で、移転するのは約2,500人であることが、国会の審議を通じて明らかになっています。

日本政府は、アメリカの説明を何ら吟味もせず、言われるままにアメリカの要求を丸のみに、一戸8,000万円もかけて米軍家族住宅を建設しようとしています。

総額3兆円という金額は、赤ちゃんからお年寄りまで、国民1人当たり2万5,000円、4人家族だと10万円も負担することになります。

また、今年度の国の予算に盛り込まれた、今後3年間の新たな国民負担増、給付減で見ると、所得税、住民税の定率減税の全廃で約1兆7,300億円、介護保険料の引き上げで約5,000億円、高齢者に対する医療費負担増で約3,400億円、たばこ税の増税で約2,600億円などの総額とほぼ同じ金額になります。

政府は財政危機を理由に、地方への交付金や補助金削減を行い、国民には社会保障、暮らしのあらゆる分野で負担を強いています。3兆円の国民負担は納得できません。

意見書は、在日米軍の再編に伴う費用負担をしないよう強く求めるものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。提案理由の説明を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号在日米軍再編経費・3兆円負担に反対する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第8号は原案否決されました。

日程第10. 意見書案第9号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、意見書案第9号出資法の上限金利の引き下げ等を求め、消費者保護

を図る意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。植本種實君。

○議員（４番 植本 種實君）

出資法の上限金利の引き下げ等を求め、消費者保護を図る意見書でございます。

ご承知のように、出資法の上限金利は29.2%、利息制限法の上限は20%でございます。この差9.2%をいわゆるグレーゾーン金利といたしますが、これは無効であり、廃止すべきと最高裁判所の判決で確認がなされています。しかし、ほとんどの金融業者は、このグレーゾーン金利の29.2%で営業を行っています。この状況は速やかに改めるべきであると思います。また、消費者金融、商工ローン等を使い、返済に困り、借金を返すために借金をして、結果的に多重債務者になった人は約200万人、自己破産者は年間20万人を超えるそうであります。そして、この多重債務の問題は深刻な社会問題となり、家庭崩壊、自殺、犯罪などの原因にもなっています。よって、政府においては消費者が安心して経済活動ができるよう、次のように求めます。

1、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、2、消費者金融等を使う消費者に対し、金融教育を行い、多重債務者の相談体制を強化すること、以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出いたします。

なお、同じような趣旨で福岡県司法書士会より皆様のもとへ陳情書が提出されています。よろしくご審議のほど、ご賛同お願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第9号については委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第9号出資法の上限金利の引き下げ等を求め、消費者保護を図る意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第24号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、第24号議案中間市政治倫理条例を議題といたします。

ただいま議題となっております第24号議案については、所管の総務文教委員長から、目下、委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務文教委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、総務文教委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第12. 会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第12、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において佐々木晴一君及び湯浅信弘君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成18年第3回中間市議会定例会はこれにて閉会いたします。

午前10時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 佐々木 晴 一

議 員 湯 浅 信 弘

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員